

令和8年度松島町上級（大学卒業程度）・初級（高等学校卒業程度）職員採用試験実施要領

1 試験区分、職種、職務内容

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	行 政	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
	行 政 (障がい者)	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
	土 木	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建 築	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
初 級 (高等学校卒業程度)	行 政	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
	行 政 (障がい者)	町の政策、法務、まちづくり、福祉、産業振興など幅広く行政事務に従事します。
	土 木	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建 築	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。

(注)採用予定人数は、各職種若干名です。

②実務経験者対象

試験区分	職 種	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	土 木 (民間企業等経験者)	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建 築 (民間企業等経験者)	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
初 級 (高等学校卒業程度)	土 木 (民間企業等経験者)	土木技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。
	建 築 (民間企業等経験者)	建築技術業務に従事しますが、行政事務にも従事することもあります。

(注)採用予定人数は、各職種若干名です。

2 受験資格

下記（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）資格

①一般・新卒者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	行 政	平成９年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者
	行 政 (障がい者)	次のすべての要件に該当する者 (1)平成９年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者 (2)自力により通勤でき、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者 (3)身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
	土 木	平成４年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において土木系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者
	建 築	平成４年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において建築系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者
初級	行 政	平成１４年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者
	行 政 (障がい者)	次のすべての要件に該当する者 (1)平成９年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者 (2)自力により通勤でき、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者 (3)身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
	土 木	平成１４年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上の学校において土木系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者
	建 築	平成１４年４月２日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校以上の学校において建築系学科を専攻し、同学校を卒業した者又は令和９年３月３１日までに卒業する見込みの者

②実務経験者対象

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	土 木 (民間企業等経験者)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による <u>大学（短期大学を除く。）を卒業し</u> 、民間企業等で土木関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者
	建 築 (民間企業等経験者)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による <u>大学（短期大学を除く。）を卒業し</u> 、民間企業等で建築関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者
初 級	土 木 (民間企業等経験者)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による <u>高等学校以上を卒業し</u> 、民間企業等で土木関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者
	建 築 (民間企業等経験者)	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による <u>高等学校以上を卒業し</u> 、民間企業等で建築関係の調査、設計、測量、工事監理の職務経験が通算3年以上ある者

※実務経験者について

民間企業等における実務経験には、公務員としての実務経験も含みますが、1年以上継続して就業した期間のみが該当し、アルバイトやパートタイマーとしての就業期間は含まれません。

また、現在就業中の方については、令和8年7月1日までの実務経験とします。

なお、最終合格者決定後、実務経験期間を確認するため、実務経験証明書を提出していただきます。

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ハ 松島町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

①一般・新卒者対象【行政・土木・建築】（上級・初級）

試 験	方 法
教 養 試 験 (90分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性についての検査
専 門 試 験 (120分)	【土木・建築のみ】 各職種の専門的知識及び能力についての試験 ※行政は、専門試験を実施しません。

②実務経験者対象【土木・建築の民間企業等経験者】

試 験	方 法
教養試験 (60分)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 ※基礎的な内容が出題されるため、特別な準備や対策は不要です
性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性についての検査
専 門 試 験	実施しません

(2) 第2次試験

試 験	方 法
論 文 試 験 (90分)	文章による表現力、内容構成等の能力について論文による筆記試験
人 物 試 験 (15分)	個別面接により主として人物についての試験
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査

4 試験日及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和8年9月20日（日） 試験 午前10時～（受付 午前9時～）	令和8年11月上旬～11月中旬頃
場 所	宮城県自治会館 （仙台市青葉区上杉1-2-3）	1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年10月23日(金)に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。(発表はこれより早くなる場合があります。)
- (2) 最終合格者の発表は、令和8年11月20日(金)に町役場前掲示場に掲示するほか合格者に通知します。(発表はこれより早くなる場合があります。)

6 給与

- (1) 初任給については、おおむね大学卒で232,000円、高等学校卒で200,300円です。ただし、職歴等により加算される場合があります。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間 ※窓口・郵送・オンラインで受付しております。

窓口・郵送での受付の場合

- (1) 受験申込書の請求
松島町役場総務課で受験申込書をお渡しします。(平日8:30~17:00)
なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に受験申込の職種が分かるように「職員採用統一試験 受験申込書請求(職種名)」と朱書きし、宛先を明記の上、180円切手を貼った返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)を必ず同封してください。
- (2) 受験申込先
松島町総務課総務管理班
〒981-0215 松島町高城字帰命院下一19番地の1
- (3) 受付期間
令和8年7月1日(水)~令和8年8月3日(月)
申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。
郵便の場合は、令和8年8月3日(月)までに上記の受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。
- (4) 提出書類
 - イ 受験申込書 1部(所定の受験申込書を使用すること。)
受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に申込前6ヶ月以内に撮影した写真を貼ってください。(写真のない場合は受付できません。)
 - ロ 実務経験申出書 1部(民間企業等経験者枠で受験される方のみ)
 - ハ 各種手帳の写し 1部 行政(障がい者)の職種を受験する場合は身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

オンライン申込みの場合

- (1) 下記のURLまたは二次元コードから申込フォームにアクセスし、案内に従って必要事項を入力してください。

URL : <https://logoform.jp/f/JolpK>

二次元コード :



- (2) 受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年8月3日(月)午後5時までです

- (3) 添付する書類

- イ 顔写真(申込前6ヶ月以内に撮影した写真)
- ロ 実務経験申出書 1部(民間企業等経験者枠で受験される方のみ)
- ハ 各種手帳の写し 1部 行政(障がい者)の職種を受験する場合は身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

- (4) 受験票の送付

申込フォームより申込みいただいた内容を基に受験票を作成し送付いたします。
入力内容に誤りが無いように申込みお願いいたします。

8 その他

- (1) 受験料 無料
- (2) 申込を受理された受験申込者には受験票を交付します。
- (3) この試験についてのお問い合わせは、松島町総務課総務管理班(電話 022-354-5701)でお答えします。なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、又は110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4三つ折りサイズが入る大きさ)を同封してください。
- (4) 第1次試験又は第2次試験の不合格者については、試験結果(得点、順位)の提供を受けることができます。希望する場合は、受験者本人又は受験者から委任を受けた一親等の者が、身分証明書(マイナンバーカード(通知カードを除く)、運転免許証、学生証、旅券(パスポート))を持参の上、請求期間中(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に、総務管理班に直接おいでください。なお、電話、郵送による試験結果の提供は受けることができません。請求期間は、第1次試験及び第2次試験の試験結果の発表の日から1月です。